あゆ王国高知振興ビジョン推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県のあゆの価値を再認識し、あゆを有効かつ持続的に活用するための共通の指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」の目指す姿の実現に向けて、ビジョンに掲げる取組が着実に進むように、取組の進捗確認や助言を行う「あゆ王国高知振興ビジョン推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の機能)

- 第2条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、検 討を行う。
 - (1) 取組の進捗状況の確認、評価、修正、追加に関すること。
 - (2)協議会の運営や作業部会の設置に関すること。
 - (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員の構成)

- 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2)企業・団体の役職員
- (3) 国・地方公共団体の職員
- (4) その他第1条の目的を達成するため相応しい者

(会長、副会長)

- 第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。ただし、会長及び副会長が選任される前 に招集される協議会については、知事が招集することができる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、 説明その他協力を求めることができる。

(作業部会)

- 第7条 協議会は、ビジョンに掲げる取組のうち、重要度や専門性が高い取組を着実に推進するため、 必要に応じて作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会のメンバーは、会長が選任することとし、協議会の委員のほか、学識経験者、企業・団体の役職員、国・地方公共団体の職員、その他第1条の目的を達成するために相応しい者で構成する。

(事務局)

第8条 協議会及び作業部会の事務局は、高知県水産振興部水産業振興課に置く。

附則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。